

福岡県公報

平成23年5月25日
第 3 2 5 8 号

目 次

告 示 (第890号 - 第914号)

- 土地改良区の清算人の退任 (農村整備課) 1
- 事業計画の変更に係る都市計画事業の施行 (公園街路課) 2
- 事業計画の変更に係る都市計画事業の施行 (公園街路課) 2
- 事業計画の変更に係る都市計画事業の施行 (公園街路課) 2
- 事業計画の変更に係る都市計画事業の施行 (公園街路課) 3
- 事業計画の変更に係る都市計画事業の施行 (公園街路課) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 3
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村整備課) 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 4
- 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意 (漁業管理課) 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 5
- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) 6
- 生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) 8
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (保護・援護課) 8

- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) 8
- 生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止 (保護・援護課) 9
- 生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) 9
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) 10
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) 10
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更 (保護・援護課) 11
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 11
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村整備課) 11

公 告

- 林業労働力の確保の促進に関する法律第11条第3項の規定に基づく名称の変更の届出 (林業振興課) 11

教育委員会

- 技能教育のための施設の指定 (教育庁高校教育課) 12

選挙管理委員会

- 政治団体の平成21年分収支報告書の要旨の一部訂正 (市町村支援課) 12

告 示

福岡県告示第890号

解散した清算法人福岡市西浦南部土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年5月25日

福岡県知事 小 川 洋

| 氏 名 | 住 所 |
|-------|----------------|
| 宗 義 數 | 福岡市西区大字西浦662番地 |
| 宗 泰 三 | 〃 〃 〃 830番地 |

| | |
|-------|-----------------|
| 鳥越正彦 | 福岡市西区大字西浦1001番地 |
| 高杳義邦 | 〃 〃 〃 703番地の1 |
| 柴田松之助 | 〃 〃 〃 1118番地 |
| 袈裟丸重太 | 〃 〃 〃 849番地 |

福岡県告示第891号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成23年5月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 都市計画事業の種類及び名称
田川都市計画道路事業3・4・9号後藤寺東町線
- 2 施行者の名称
福岡県
- 3 事務所の所在地
福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし
- 5 事業施行期間
自 平成16年10月15日
至 平成26年3月31日

福岡県告示第892号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1

項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成23年5月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 都市計画事業の種類及び名称
大牟田都市計画道路事業3・4・11号長溝線
- 2 施行者の名称
福岡県
- 3 事務所の所在地
福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし
- 5 事業施行期間
自 平成12年3月28日
至 平成26年3月31日

福岡県告示第893号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成23年5月25日

福岡県知事 小川 洋

- 1 都市計画事業の種類及び名称
苅田都市計画道路事業3・4・4号曾根行橋線
- 2 施行者の名称
福岡県

3 事務所の所在地
福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

5 事業施行期間

自 平成18年8月18日

至 平成25年3月31日

福岡県告示第894号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法
の規定により次のように公告する。

平成23年5月25日

福岡県知事 小川 洋

1 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画道路事業 3・3・15号千代柏屋線及び3・2・12号井尻柏屋線

2 施行者の名称

福岡県

3 事務所の所在地

福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

5 事業施行期間

自 平成12年12月28日

至 平成26年3月31日

福岡県告示第895号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成23年5月25日

福岡県知事 小川 洋

1 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画道路事業 3・4・9号 福岡駅前線

福岡都市計画道路事業 3・4・17号 福岡駅松原線

福岡都市計画道路事業 3・5・16号 古町太郎丸線

福岡都市計画道路事業 3・4・3号 太郎丸両谷線

2 施行者の名称

福岡県

3 事務所の所在地

福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

5 事業施行期間

自 平成17年1月11日

至 平成28年3月31日

福岡県告示896号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成23年5月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年5月25日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|----------|-------|---|
| 北九州 | 岡垣玄海線 | 遠賀郡岡垣町大字原693番1先から 遠賀郡岡垣町大字波津707番5先まで |

福岡県告示第897号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年5月25日

福岡県知事 小川 洋

| 土地改良区名 | 認可年月日 |
|---------|------------|
| 船迫土地改良区 | 平成23年5月13日 |

福岡県告示第898号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年5月25日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|----------|-------|-----|-------|----|--------------|--------------|
|----------|-------|-----|-------|----|--------------|--------------|

| 直方 | 県道 | 宗像線 | 前 | 宮若市緑山畑260番1先から 宮若市緑山畑260番1先まで | 8.0 ～ 8.9 | 49.0 |
|----|----|-----|---|----------------------------------|-------------------|------|
| | | | 後 | 宮若市緑山畑260番1先から 宮若市緑山畑260番1先まで | 16.7 ～ 22.1 | |

福岡県告示第899号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年5月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年5月25日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|----------|-------|--|
| 北九州 | 黒山広渡線 | 遠賀郡遠賀町田園3丁目848番5先から 遠賀郡遠賀町田園3丁目817番4先まで |

福岡県告示第900号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成23年5月25日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

| 住所 | 氏名 | 区域 (漁業共済の加入区の名称) | 区分 |
|----|----|---------------------|----|
|----|----|---------------------|----|

| | | | |
|---------------|------------------|--|---------------------------------|
| 福岡市西区玄界島 〃 | 梅田 土司晴 細江 四男美 | 福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧玄界島漁業協同組合の地区 (玄界島加入区) | 小型底びき網漁業、小型一般漁業及び小型定置網漁業 |
| 福岡市西区玄界島 〃 | 松田 武治 久保田 満 | 福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧玄界島漁業協同組合の地区 (玄界島加入区) | 総トン数10トン以上 100トン未満の漁船により営む漁業 |

福岡県告示第901号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年5月25日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ウエルタ新宮
- (2) 所在地 福岡県糟屋郡新宮町大字三代字壁塗999ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第902号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年5月25日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) 福岡駅東地区(A地区) 商業施設
- (2) 所在地 福岡県福津市福岡駅東土地区画整理事業内

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
意見なし

- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
意見なし

- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
意見なし

- (4) 防災・防犯対策への協力

将来的には申請地全てがカバーされる予定となっているが、現在のところ建築予定の防火対象物（建築予定物件）の周囲は、既設の消火栓では全てがカバーできていない状態にある。独立行政法人都市再生機構と配水管設置予定等を十分協議した上、進めること。

- (5) 騒音の発生に係る事項
意見なし

- (6) 廃棄物に係る事項等
意見なし

- (7) 街並みづくり等への配慮等
意見なし

- (8) その他
意見なし

福岡県告示第903号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第2項の規定に基づく意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡

中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年5月25日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 (仮称) 第2グリーンプラザ
- (2) 所在地 福岡県春日市下白水南一丁目27番ほか

2 意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項及び(2)歩行者の通行の利便の確保等

大型店「ヤマダ電機・ハローデイ」の来店者が利用する出入口は『県道那珂川宇美線』道路に面していますが、対する北側に大型店「ルミエール」の出店が計画されています。

出店者3社の商圏エリアは春日市全域にとどまらず福岡市南部、那珂川町、大野城市、太宰府市方面から車を利用しての来店客と予測されます。

3社の出店面積はヤマダ電機・ハローデイ(5,337㎡)とルミエール(3,416㎡)併せて合計8,753㎡となります。

『県道那珂川宇美線』の道路整備は現在下白水土工区で進行中であり、平成26年度末完成予定です。

ヤマダ電機・ハローデイ・ルミエールは23年10月~12月の開店を予定しています。3店の開店と整備完了・供用開始にはかなりの時間差があり、この期間の混雑・渋滞は大変大きく、更に整備完了・供用開始後もこの混雑・渋滞は解決するわけではありません。

『県道那珂川宇美線』は春日市の東西を走る幹線道路のひとつであり、来店客が集中しての道路の渋滞が発生、或いは沢山の車が迂回路として、下白水地区の生活道路に流入してくることが懸念されています。周辺地域住民は生活環境の悪化を大変心配しています。

生活道路への流入を防ぐ、子ども達の通学路を確保する、或いは地域住民の安全を守るための方策、周辺道路の整備と併せて、出店者・行政・地域の3者が連携して取り組む必要があると提言いたしたい。

少しでも軽減化をはかるため、例えば、ヤマダ電機・ハローデイとルミエールが

駐車場相互利用について了解し、県道を左折で出入りする事によって渋滞の緩和を図る等の協力・連携、或いは県道の南北を横断する歩道と歩行者信号機の設置や歩道橋の設置等、関係諸機関の総合的調整によって解決を計る必要があります。

- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

- (4) 防災・防犯対策への協力

当地域においては青少年の健全育成・非行化防止のため、定期的に地域住民やPTA・学校による夜間パトロール、或いは少年相談員、児童民生委員による見回り巡回・指導等を行っています。これらの継続的活動による良好な環境を維持するために、出店者側の協力を得て、非行事案の発生が抑えられるような保安・警備体制を要望したい。

- (5) 騒音の発生に係る事項

意見なし

- (6) 廃棄物に係る事項等

意見なし

- (7) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

- (8) その他

建物設置者西日本エンタープライズ株式会社とは、旧ダイエー時代を通して約30年の信頼関係が地域の中で構築されており、ヤマダ電機・ハローデイの出店とともに期待・評価する住民が多い。地域の中での永続と、住民との将来にわたる円滑な連携・協力関係が保たれるように、地元自治会にも参加のうえ地域との共存・交流を深めてほしい。

福岡県告示第904号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてそ

の例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成23年5月25日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 | サービス項目 |
|--------|-------------------|--------------------------|---------|--------|
| 京介129 | こうげクリニック | 築上郡上毛町大字東下1584 | 23・4・1 | 居管・予居管 |
| 春介歯59 | 末延さんま歯科医院 | 春日市下白水南3丁目8 | 23・5・1 | 居管・予居管 |
| 粕介薬141 | 野間薬局仲原店 | 糟屋郡粕屋町大字仲原2539-4 | 23・5・6 | 居管・予居管 |
| 飯介薬149 | スマイル薬局立岩店 | 飯塚市立岩1757-1 | 23・5・1 | 居管 |
| 京介薬69 | 今吉調剤薬局 | 築上郡吉富町大字今吉233-1 | 23・4・1 | 居管・予居管 |
| 飯支84 | ケアプランセンターつかさ | 飯塚市下三緒266-5 | 23・3・1 | 居支 |
| 飯居277 | アサヒサクリン在宅介護センター飯塚 | 飯塚市川津舞の浦116-26 | 23・4・1 | 訪入・予訪入 |
| 飯居276 | シニアコミュニティもみの木 | 飯塚市新立岩1451-1 | 23・4・1 | 予通介 |
| 飯支85 | ケアプランセンターゆたか | 飯塚市横田315-3 | 23・5・1 | 居支 |
| 飯居278 | 通所介護ゆたか | 飯塚市横田315-3 | 23・5・1 | 通介・予通介 |
| 田居161 | 若竹訪問介護センター | 田川市伊田町15-22 | 23・5・1 | 訪介・予訪介 |
| 朝倉支22 | 美奈宜の杜ケアプランセンター | 朝倉市美奈宜の杜5丁目12-10 | 23・4・19 | 居支 |
| 八女居81 | デイサービスやつひめ | 八女市平田532-8 | 23・4・1 | 通介・予通介 |
| 豊居28 | なごみ園訪問介護センター | 豊前市大字三毛門914-1 | 23・4・1 | 訪介・予訪介 |
| 春居54 | 小梅デイサービス | 春日市一の谷1丁目143 | 23・3・1 | 通介 |
| 春居53 | アサヒサクリン在宅介護センター春日 | 春日市伯玄町2丁目48(稲永アパート1階1号室) | 23・4・1 | 訪入・予訪入 |

| | | | | |
|-------|-------------------|---------------------|---------|--------|
| 大野居58 | シェリール福祉用具 | 大野城市御笠川6丁目5-24 | 23・4・1 | 福用・予福用 |
| 像居63 | デイサービスにぎわい処おわらい本舗 | 宗像市朝野207 | 22・12・1 | 通介・予通介 |
| 像居62 | デイサービスよりあいの家 | 宗像市武丸917-1 | 23・5・1 | 通介・予通介 |
| 像居61 | ヘルパーステーションよりあいの家 | 宗像市武丸917-1 | 23・5・1 | 訪介・予訪介 |
| 宗遠居12 | へるばーすてーしょん紬 | 遠賀郡岡垣町中央台4丁目1-13 | 23・4・1 | 訪介・予訪介 |
| う居34 | デイサービスうるおい | うきは市吉井町八和田246-3 | 23・4・1 | 通介・予通介 |
| う支12 | ケアプランうるおい | うきは市吉井町八和田246-3 | 23・4・1 | 居支 |
| 京支10 | 居宅介護支援事業所わかば | 築上郡上毛町大字西友枝1938-1 | 23・4・1 | 居支 |
| 京居107 | ヘルパーステーションわかば | 築上郡上毛町大字西友枝1938-1 | 23・4・1 | 訪介・予訪介 |
| 京居108 | デイサービスセンターさざんか荘 | 築上郡上毛町大字西友枝1938-1 | 23・4・1 | 通介・予通介 |
| 京居109 | ショートステイたいへい苑 | 築上郡上毛町大字西友枝1938-1 | 23・4・1 | 短生・予短生 |
| 京生介老9 | 特別養護老人ホームたいへい苑 | 築上郡上毛町大字西友枝1938-1 | 23・4・1 | 老福 |
| 京居106 | デイサービスセンターあいあい勝山 | 京都郡みやこ町勝山大久保2437-19 | 23・4・1 | 通介・予通介 |
| 大居203 | デイサービスセンター里桜 | 大牟田市下池町36-1 | 23・4・1 | 認通・予認通 |
| 柳居48 | グループホーム合歓の木 | 柳川市久々原44-2 | 23・4・1 | 認共・予認共 |
| 豊居29 | なごみ園デイサービスセンター | 豊前市大字三毛門914-1 | 23・4・1 | 認通・予認通 |
| 豊居30 | なごみ園グループホーム | 豊前市大字三毛門914-1 | 23・4・1 | 認共・予認共 |
| 粕居97 | みんなの家ゆず | 糟屋郡志免町大字吉原695-1 | 23・4・1 | 小居・予小居 |
| 宗遠居13 | グループホームなごみ水巻 | 遠賀郡水巻町下二西2丁目3-25 | 23・4・1 | 認共・予認共 |

福岡県告示第905号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年5月25日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

| 指定番号 | 旧名称 | 新名称 | 所在地 | 変更年月日 |
|-------|---------|------------|-------------|--------|
| 大居196 | 株式会社快援隊 | 株式会社快援隊介臨丸 | 大牟田市右京町21-1 | 23・5・1 |

2 所在地の変更

| 指定番号 | 名称 | 旧所在地 | 新所在地 | 変更年月日 |
|-------|---------------------|-----------------|----------------------|---------|
| 京介120 | みやこ町立やまびこ診療所 | 京都府みやこ町犀川下伊良原44 | 京都府みやこ町犀川下伊良原1883-33 | 23・4・1 |
| 像居23 | 有限会社ホームヘルパーステーション吉田 | 宗像市大井722-1 | 宗像市河東1076-1 | 23・3・14 |
| 像支18 | 有限会社ケアプランサービス吉田 | 宗像市大井722-1 | 宗像市河東1076-1 | 23・3・14 |
| 嘉居94 | ケア・サービスもみの木 | 嘉穂郡桂川町大字土居397 | 飯塚市新立岩1451-1 | 23・4・1 |
| 嘉支49 | もみの木ケアプランセンター | 嘉穂郡桂川町大字土居397 | 飯塚市新立岩1451-1 | 23・4・1 |

福岡県告示第906号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものと

された場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年5月25日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|--------|-------------------|------------------|---------|
| 田地介122 | 川崎町立病院 | 田川郡川崎町大字川崎2430-1 | 23・3・31 |
| 豊居23 | 宅老所なごみ園訪問介護センター | 豊前市大字三毛門914-1 | 23・3・31 |
| 豊居13 | 宅老所なごみ園 | 豊前市大字三毛門914番地の1 | 23・3・31 |
| 豊居24 | 宅老所なごみ園デイサービスセンター | 豊前市大字三毛門914-1 | 23・3・31 |
| み居42 | しあわせねっと訪問介護サービス | みやま市瀬高町下庄223-6 | 23・3・31 |

福岡県告示第907号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年5月25日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|--------|-------------------|-------------------|--------|
| 粕生348 | 整形外科・形成外科よしだクリニック | 糟屋郡粕屋町大字仲原2539番4号 | 23・5・2 |
| 福津生42 | 医療法人 福間諏訪クリニック | 福津市中央6丁目19番1号 | 23・4・1 |
| 像生137 | 宮原小児科医院 | 宗像市自由ヶ丘西町2-5 | 23・4・1 |
| 筑紫生146 | はら脳神経外科医院 | 筑紫野市二日市西1丁目4-5 | 23・4・1 |

| | | | |
|---------|--------------------|--------------------------|---------|
| 八女生131 | みどりの杜病院 | 八女市立野362番地1 | 23・5・1 |
| 筑生98 | 筑後市立病院 | 筑後市大字和泉917番地1 | 23・4・1 |
| み生32 | いまいずみ内科・脳神経内科 | みやま市高田町江浦586-2 | 23・4・1 |
| 大生439 | 藤本整形外科医院 | 大牟田市通町1丁目8-2 | 23・4・1 |
| 田川生2 | 地方独立行政法人川崎町立病院 | 田川郡川崎町大字川崎2430番地の1 | 23・4・1 |
| 直生144 | ゆのはら眼科 | 直方市湯野原2丁目1-1 イオンモール直方 | 23・3・1 |
| 中生84 | おりもクリニック皮膚科形成外科 | 中間市東中間3丁目17-23 | 23・5・1 |
| 京生129 | 社会福祉法人敬愛会 こうげクリニック | 築上郡上毛町大字東下1584 | 23・4・1 |
| 大野生歯127 | おかだ歯科クリニック | 大野城市御笠川6丁目8-4 | 23・4・13 |
| 糸島地生歯42 | あだち歯科医院 | 糸島市前原東1丁目6-21 | 23・4・1 |
| 大生歯196 | 田中歯科医院 | 大牟田市大正町2丁目5-4 | 23・4・1 |
| 宗遠生歯2 | おかの台歯科医院 | 遠賀郡水巻町樋口東1-12 | 23・4・1 |
| 宗遠生歯3 | 西牟田歯科医院 | 遠賀郡水巻町伊佐座3丁目1-32 | 23・5・1 |
| 粕生薬141 | 野間薬局仲原店 | 糟屋郡粕屋町大字仲原2539-4 | 23・5・1 |
| 大野生薬71 | イオン薬局大野城店 | 大野城市錦町4丁目1-1 | 23・4・1 |
| 小生薬45 | そうごう薬局 美鈴が丘店 | 小郡市美鈴が丘1丁目5-5 | 23・5・1 |
| 飯生薬149 | スマイル薬局立岩店 | 飯塚市立岩1757-1 | 23・5・1 |
| 行生薬66 | おおはし薬局 | 行橋市大橋3丁目3-14 | 23・4・1 |

福岡県告示第908号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という

。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年5月25日

福岡県知事 小川 洋

1 休止

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 休止年月日 |
|--------|--------|------------|--------|
| 朝倉生歯10 | 月俣歯科医院 | 朝倉市一本688-4 | 23・4・4 |

2 廃止

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|---------|----------------|-------------------|---------|
| 福津生26 | 福岡諏訪クリニック | 福津市中央6丁目19-1 | 23・3・31 |
| 像生37 | 宮原小児科医院 | 宗像市自由ヶ丘西町2-5 | 23・3・31 |
| 筑紫生95 | はら脳神経外科医院 | 筑紫野市二日市西1丁目4-5 | 23・3・31 |
| 筑生8 | 筑後市立病院 | 筑後市大字和泉917-1 | 23・3・31 |
| 田生84 | 長末医院 | 田川市大字伊田南白鳥町1-2 | 23・3・31 |
| 京生117 | 上毛町国民健康保険直営診療所 | 築上郡上毛町大字東下1584 | 23・3・31 |
| 大生180 | 藤本整形外科医院 | 大牟田市通町1丁目8-2 | 23・3・31 |
| 田地生122 | 川崎町立病院 | 田川郡川崎町大字川崎2430-1 | 23・3・31 |
| 糸島地生歯11 | あだち歯科医院 | 糸島市前原東1丁目6-21 | 23・3・31 |
| 大生歯70 | 田中歯科医院 | 大牟田市大正町2丁目5-4 | 23・3・31 |
| 飯生歯65 | 田中歯科医院 | 飯塚市飯塚17-32 | 23・3・29 |
| 遠生歯79 | おかの台歯科医院 | 遠賀郡水巻町樋口東1-12 | 23・3・31 |
| 鞍生薬27 | アイコー薬局本店 | 鞍手郡鞍手町大字小牧2222-26 | 23・3・31 |

福岡県告示第909号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年5月25日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

| 指定番号 | 旧名称 | 新名称 | 所在地 | 変更年月日 |
|--------|---------------|--------------|-------------------|--------|
| 栢生217 | 医療法人こみやま小児科医院 | 医療法人うかじ小児科医院 | 糟屋郡志免町志免中央3丁目6-25 | 23・4・1 |
| 筑紫生薬66 | ジャスコ筑紫野店薬局 | イオン薬局筑紫野店 | 筑紫野市大字立明寺434-1 | 23・3・1 |
| 直生薬75 | ジャスコ直方店薬局 | イオン薬局直方店 | 直方市湯野原2丁目1-1 | 23・3・1 |

2 所在地の変更

| 指定番号 | 名称 | 旧所在地 | 新所在地 | 変更年月日 |
|--------|-----------------|-----------------|---------------------|--------|
| 田生歯38 | 田川口腔衛生センター歯科診療所 | 田川市大字伊加利字笹尾1585 | 田川市大字伊加利字笹尾1585番地の7 | 23・4・1 |
| 筑紫生薬59 | のぞみ薬局 | 筑紫野市石崎1丁目3番地1 | 筑紫野市石崎1丁目1-25 | 23・4・1 |

福岡県告示第910号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年5月25日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号 | 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 指定年月日 |
|---------|-------------------------|-------------------|---------|
| 大生マ12 | 砥上晃（保険訪問マッサージ協会大牟田有明支部） | 大牟田市大字吉野1371番地1 | 23・4・10 |
| 直生マ19 | 内田 静枝（實グループ株式会社みのり施術所） | 直方市大字下境1787-1 | 23・4・21 |
| 直生マ20 | 宮當 健一（實グループ株式会社みのり施術所） | 直方市大字下境1787-1 | 23・4・21 |
| 柳生マ6 | 上村 和憲（訪問鍼灸マッサージげんき） | 柳川市下宮永町1098-1-F | 23・4・11 |
| 像生マ10 | 和泉屋 信二（ハート治療院） | 宗像市朝野207番 | 23・4・1 |
| 像生マ11 | 出井 省三（ハート治療院） | 宗像市朝野207番 | 23・4・1 |
| 嘉麻生マ32 | 奥山 恵美（シルバーマッサージ） | 嘉麻市熊ヶ畑2539-2 | 23・4・18 |
| 田川生マ23 | 亀川 敏博（訪問マッサージふれあい） | 田川郡川崎町大字安真木3110-2 | 23・4・1 |
| 大生柔58 | 小柳 賢也（ひめしま整骨院） | 大牟田市姫島町37-4 | 23・4・18 |
| 田生柔27 | 土井 冬樹（土井鍼灸整骨院） | 田川市大字伊加利2043-3 | 23・5・1 |
| 大川生柔17 | 重松 昌二郎（金龍堂整骨院） | 大川市大字榎津843-3 | 23・4・1 |
| 行生柔19 | 松川 辰也（すみれ整骨院） | 行橋市行事6丁目5-24 | 23・4・1 |
| 像生柔40 | 渡瀬 貴稔（鐘崎整骨院） | 宗像市鐘崎731 | 23・4・1 |
| 福津生柔8 | 吉塚 和明（すまいる整骨院） | 福津市手光南1丁目9-6 | 23・4・28 |
| 筑紫地生柔19 | 平野 康介（整骨院あすく） | 筑紫郡那珂川町道善1丁目72-1 | 23・5・2 |
| 栢生柔65 | 横田 素之（あおぞら整骨院） | 糟屋郡志免町南里2丁目6-1 | 23・4・26 |
| 嘉鞍生柔2 | 泉 貴紀（ひかり整骨院） | 鞍手郡鞍手町大字木月1211-8 | 23・4・8 |

福岡県告示第911号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国

残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年5月25日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号 | 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 廃止年月日 |
|---------|--------------------------|---------------------|---------|
| 大生マ11 | 上村和憲（保険訪問マッサージ協会大牟田有明支部） | 大牟田市大字吉野1371番地1 | 23・4・10 |
| 像生マ7 | 青木 陽子（ハート治療院） | 宗像市朝野207番 | 23・3・31 |
| 像生マ8 | 濱田 幸伴（ハート治療院） | 宗像市朝野207番 | 23・3・31 |
| 像生マ9 | 清水 英吾（ハート治療院） | 宗像市朝野207番 | 23・3・31 |
| 大生柔56 | 上條 宏一（柿園はっぴい整骨院） | 大牟田市柿園町1丁目1-3柿園ビル2階 | 23・3・31 |
| 像生柔34 | 原口 直之（鐘崎整骨院） | 宗像市鐘崎731 | 23・3・31 |
| 筑紫地生柔10 | 永松 純一（整骨院あすく） | 筑紫郡那珂川町道善1丁目72-1 | 23・5・2 |
| 粕生柔50 | 三島 二寿（しんぐう堂整骨院） | 糟屋郡新宮町夜白2丁目1-5 | 23・3・31 |

福岡県告示第912号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成22年5月25日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号 | 名称 | 旧所在地 | 新所在地 | 変更年月日 |
|-------|-----------------|-------------|-----------------|---------|
| 直生マ11 | 田中 義信（訪問マッサージ心） | 直方市津田町3-7 | 直方市大字永満寺2737番地1 | 23・5・1 |
| 大生柔32 | おの整骨院 | 大牟田市上官町4丁目8 | 大牟田市上官町4丁目118番地 | 16・3・23 |

福岡県告示第913号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年5月25日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域び名称
小郡市津古字大林1121番1、1121番2、1138番1、1139番1及び1139番17
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
久留米市六ツ門町14番地13
有限会社 丸昌 焼肉の大昌園
代表取締役 密城 忠信

福岡県告示第914号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年5月25日

福岡県知事 小川 洋

| 土地改良区名 | 認可年月日 |
|------------|------------|
| 福岡市長峰土地改良区 | 平成23年5月16日 |

公 告

公告

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第11条第3項の規定に

基づき、福岡県林業労働力確保支援センターから次のとおり団体名称の変更の届け出があったので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成23年5月25日

福岡県知事 小川 洋

| 変更前の名称 | 変更後の名称 | 変更年月日 |
|---------------|-----------------|-----------|
| 財団法人福岡県水源の森基金 | 公益財団法人福岡県水源の森基金 | 平成23年5月2日 |

教育委員会

福岡県教育委員会告示第7号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育のための施設として、平成23年5月16日付けで指定したので、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第33条の3の規定により次のように告示する。

平成23年5月25日

福岡県教育委員会

- 技能教育のための施設の名称
C & S 音楽学院
(福岡市早良区荒江二丁目17番1号)
- 連携措置をとろうとする高等学校の名称
クラーク記念国際高等学校
(北海道深川市納内町三丁目2番40号)
- 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

| 連携措置に係る科目 | 連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目 |
|-----------|-----------------------|
| 文書デザイン | 文書デザイン |
| 情報処理 | 情報処理 |

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支

報告書について、吉野英史後援会の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した平成21年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成22年11月福岡県選挙管理委員会告示第148号）の一部を、次のとおり改める。

平成23年5月25日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

平成21年分収支報告書の要旨中、吉野英史後援会の項を次のとおり改める。

No. 56 吉野英史後援会

| | |
|-------------------|------------|
| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 吉野 英史 |
| 資金管理団体の届出に係る公職の種類 | 市議 |
| 報告年月日 | 平成22年5月14日 |

1 収入・支出の総額

| | |
|-------------|----------|
| (1) 収入総額 | 138,600円 |
| ア 前年繰越額 | 0円 |
| イ 本年收入額 | 138,600円 |
| (2) 支出総額 | 138,600円 |
| (3) 翌年への繰越額 | 0円 |

2 収入・支出の内訳

| | |
|-----------------------|----------|
| (1) 収入の内訳 | |
| イ 寄附 | 138,600円 |
| ア 寄附（政党匿名寄附を除く）（内訳別掲） | 138,600円 |
| a 個人からの寄附 | 138,600円 |
| 合計 | 138,600円 |

[寄附の内訳]

| | | |
|-----------|----------|------|
| a 個人からの寄附 | | |
| (寄附者の氏名) | (金額) | (住所) |
| 吉野 英史 | 138,600円 | 宮若市 |
| 小計 | 138,600円 | |
| (2) 支出の内訳 | | |

| | |
|-----------|----------|
| イ 政治活動費 | 138,600円 |
| (ア) 組織活動費 | 138,600円 |
| 合計 | 138,600円 |